

青教ス第1069号
令和3年2月5日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症クラスター発生を踏まえた県立学校の
感染防止対策について（通知）

県教育委員会では、今般の県立高等学校における新型コロナウイルス感染症クラスターの発生を受け、当該校の感染状況及び感染防止対策の取組状況等について検証を行い、教育活動実施上の留意事項を別添のとおり取りまとめました。

各学校におかれては、クラスターの発生を防ぎ、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、本通知の内容について教職員、児童生徒及び保護者等に周知し、万全の感染防止対策を講じるようお願いいたします。

また、教職員自身の感染防止対策にも特段の御配慮をお願いいたします。

【担当】

- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）
- 保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）

学校における感染状況及び感染防止対策の取組状況の検証について

1 県立高等学校における新型コロナウイルス感染症クラスターの発生の概要

令和2年12月、県立高等学校において新型コロナウイルス感染症クラスターが発生し、当該校の生徒及び教職員48名が感染したほか、このクラスターに関連して、他校の生徒を含む13名の感染が判明した。

2 本事案における感染状況

本事案では、球技大会や終業式の後の一定の期間に無症状の者を含めて感染者数が増加しているほか、複数の学級や部活動にまたがって感染者が広く発生している。

このことから、球技大会や終業式等の行事、学級における活動、部活動のほか、学校外での私的な活動が感染拡大の要因だったと考えられる。

3 生徒へのアンケート調査の実施

当該校における感染防止対策の取組状況を検証するため、冬季休業期間終了後、全校生徒を対象に、次のとおりアンケート調査を実施した。

(1) 感染リスクが高い活動場面について、「登校時」「授業中」「体育」「音楽」「昼食」「休み時間」「昼休み」「清掃」「部活動」「下校時」「学校外での活動」「その他」(12項目)の選択肢から回答してもらった。

その結果、「昼食」「部活動」「体育」「昼休み」等の学校内の活動のほか、「学校外での活動」と回答した生徒が多かった。

(2) 学校の感染防止対策の取組状況について(「しっかりできていた」「まあまあできていた」「あまりできていなかった」「できていなかった」(4項目)の選択肢から回答してもらった。

その結果、主な活動場面における対策のうち、「あまりできていなかった」又は「できていなかった」と回答した生徒が多いなど、対応が不十分だと考えられるものは以下のとおりである。

① 健康観察については、「いつもと体調が異なっている場合でも登校を控えていなかった」と回答した生徒がいた。

② 昼食については、「身体的距離の確保」や「会話をするときのマスクの着用」が不十分である。

③ 部活動については、「練習場所の換気」や「活動前後の手洗い等」が不十分である。

④ 体育については、「体育館の換気」や「屋外の活動時の身体的距離の確保」が不十分である。

⑤ 休み時間については、「換気」や「身体的距離の確保」が不十分である。

⑥ 学校外での活動については、「友人と遊ぶときなどの身体的距離の確保」が不十分である。

4 感染状況及び生徒アンケートを踏まえた当該校の感染防止対策

2の感染状況及び3の生徒アンケートの結果を踏まえ、当該校では、感染防止対策について、次のとおり見直しを行った。

- (1) 健康観察については、登校前の家庭での体温測定で37℃以上あった生徒には出校を控えさせることとし、朝のSHRにおいて体温測定の実施について確認し、未実施の生徒については教室等で体温測定を行い、37℃以上あった場合は早退させたほか、登校後に体調不良を訴えた生徒についても早退させてきた。

見直し後は、学校での健康観察を徹底するために朝のSHRの時間を5分延長し、これらの取組に加えて、休業日分も含めて記載した健康観察票を担任に提出させることとしたほか、担任が生徒一人一人の体調を丁寧に口頭で確認するなどしている。

- (2) 昼食については、昼食を摂る席等を制限しておらず、教室等の巡回も行っていなかった。見直し後は、昼食時の感染防止対策を徹底するために自席で、スクール形式により昼食を摂ることとし、生徒指導部及び学年の教員が巡回して指導している。

- (3) 部活動については、練習中のマスクの着用、ボール等の用具の消毒及び練習後の手指消毒が不十分だった。見直し後は、部活動中、可能な限りマスクを着用することとし、部活動後の用具の消毒についても指導している。また、練習終了後には、生徒一人一人が手指消毒したことを確認してから下校させている。

- (4) 体育の授業では、体育館の換気は授業終了後に行い、手指消毒剤は体育館の中に置いていた。見直し後は、これらの取組に加え、授業の途中の換気も徹底したほか、手指消毒剤を体育館の入口にも置き、手指消毒及び用具の消毒について指導している。

- (5) 休み時間については、特に寒冷期になってからの換気が不十分だったほか、身体的距離の確保等についての指導も十分ではなかった。見直し後は、授業担当者が授業終了後に換気を指示している。なお、身体的距離の確保については、生徒自身の意識が高まっている。

- (6) 球技大会については、運動競技の際にはマスクの着用を指示していなかった。また、勝利チームが密集する場面が見られたが、口頭で注意するに止めるなど、不十分な対応だった。今後は、開催について慎重に検討し、開催する場合は感染防止対策の徹底を図ることとしている。

- (7) 集会については、2学期終業式では、全員マスクを着用していたが、生徒が例年とほぼ同じ間隔で整列し、校歌を斉唱した。換気については、開始前に窓を開けて実施したが、式の間は行わなかった。見直しの結果、3学期始業式については、密を避けるため体育館に集合せず、放送で式辞等を行った。

5 教育活動実施上の留意事項

本事案の感染状況や感染防止対策の見直しの状況等を踏まえ、今後、県立学校において教育活動を実施するに当たっては、別紙に掲げる事項に留意し、感染防止対策に取り組むものとする。

教育活動実施上の留意事項

1 健康観察の徹底

10代の感染者は、軽症で、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚・嗅覚の異常を主訴とすることが多いことから、保護者の協力の下、健康観察を適切に行い、軽微なものも含めて体調が平時と異なる場合には出席停止とするよう徹底すること。また、教職員についても、体調が平時と異なる場合には出勤困難休暇等を取得し、出勤しないよう徹底すること。

2 昼食時等における飛沫感染防止対策の徹底

昼食時や休み時間にマスクを外して会話することで飛沫が飛びリスクがあることから、マスクの着用を徹底するとともに、授業間の休み時間の飲食はなるべく避けること、また、昼食をとる場合、対面での飲食は避け、摂食後は、速やかにマスクを着用するよう徹底すること。

なお、児童生徒が安心して学習できる環境を整備するという観点から、机用のパーティションの活用も検討すること。

3 体育館や休み時間等における換気の徹底

体育館や教室等については、常時換気を基本とし、難しい場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にして換気を行うこと。また、休み時間には、窓を全開にし、換気を行うこと。特に、冬季間においては、校内で活動する部活動が多くなることから、活動場所・更衣室等の密集しやすい場面での換気を十分に行うこと。

なお、換気の目安としてCO₂モニター等の活用が推奨されているので、活用を検討すること。

4 活動の場面が切り替わる際の手洗い等の励行

部活動の前後など、活動の場面が切り替わるときには、必ずマスクを着用するとともに、アルコール消毒だけでなく、こまめに石けんによる手洗いを行うこと。

5 身体的距離の確保

さまざまな活動場面において、身体的距離の確保が十分ではないことがあったと考えられることから、マスク着用時であっても密接を避け、できるだけ身体的距離を確保するとともに、大声を出さないことを徹底すること。

6 卒業式の対応（終業式、入学式等にも準用）

- (1) 卒業式の座席について身体的距離が1m程度確保できるよう、出席者について検討すること。
- (2) 式場について、換気に配慮するとともに、入口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲で感染対策を行うこと。
- (3) 卒業証書の授与を代表者のみとすることや、来賓の祝辞の絞り込みや内容の縮減など、式の時間の短縮に努めること。

- (4) 合唱は感染リスクが高い活動であることから、前後左右ともに2mの距離を確保できない場合は行わないこととし、CD等で代用すること。また、地域の感染状況によっても、CD等での代用を検討すること。
- (5) 児童生徒、保護者等の出席者に対して、次のことを周知すること。
- ・ 発熱や風邪の症状がある場合や、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、出席を見合わせてほしいこと。
 - ・ 式場入退場の際は、石鹸による手洗い、消毒液による手指の消毒を心がけてほしいこと。
 - ・ 原則としてマスクを着用すること。
 - ・ 保護者のうち、高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、感染・発症した際に重症化しやすいため、出席を見合わせてほしいこと。
- (6) 式当日の玄関付近では、密空間が生じないようにすること。また、保護者控室等の換気や、保護者同士の身体的距離について留意すること。
- (7) その他（祝賀会について）
- 祝賀会については、県教育委員会が禁止できるものではないが、国や県の方針を踏まえ、実施するかどうかをPTA等の主催者と十分に協議すること。

7 学校外の活動における感染症対策の徹底

学校外では、友人や知人と一緒に活動する場合も、マスクの着用、身体的距離の確保等を徹底すること、また、人が多く集まる場所で活動する必要がある場合には、できるだけ短時間で済ませること等を指導すること。

8 その他

- (1) 体育や部活動など運動の場面ではマスクを着用しないことから、手の届く距離で15分以上活動することや大声を出すことは避けること。また、呼気等が増加することから飛沫核感染防止のため、屋内では、十分な身体的距離の確保と換気を徹底すること。
- なお、競技の合間やミーティングの際は速やかにマスクを着用すること。
- (2) 今回の生徒アンケートでは、「自分が感染しているかもしれないという意識を持ち、他者に感染させないよう自分自身が感染症対策を徹底する必要がある」と答えた生徒が多くみられた。
- このことから、差別や偏見等を防ぎ、感染症に対して正しく恐れることを徹底するためにも、次の資料等も参考にしながら、折に触れ、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を児童生徒へ伝えていくこと。

1 新型コロナウイルスへの感染の仕方

(1) 接触感染

感染者がウイルスのついた手で周りの物に触れる。他の方がそれを触れウイルスが手に付着し、その手で口や鼻や眼を触ることで粘膜から感染する。

(2) 飛沫感染

感染者の飛沫（咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、周囲の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。※1 m以内の距離で生じやすい

(3) 飛沫核（空気）感染

感染者から放出された飛沫の中に含まれる飛沫核（水分が蒸発した小さな粒子）は、空気中に長時間浮遊する性質を有するため、激しい咳・大声・発声を伴う密閉空間で長時間ともに過ごすなどのような条件下で飛沫核感染が起こることがある。

2 感染リスクの高い「場面」

(1) 会食・会合・会話（歌も含む）：両者マスクなし、近接（1 m以内）、大声、長時間（15分以上）、換気の悪い場所

(2) 共同生活：家庭、寮生活など

(3) 集団活動：スポーツ活動（近接、マスクなし、呼気増加、同じ用具の使用、換気不足）合唱（近接のみならず、飛沫核になる可能性）

(4) 場面の切り替わり：休憩室、更衣室、スポーツの際のミーティング、授業等の緊張から解放された休み時間等

△ 以下のような場面では感染しません。

(1) 廊下など広い空間ですれ違うだけ、陽性者の通った場所をいなくなった後に通る

(2) 3日間、誰も触らず放置されたものを触る

3 感染防止対策

(1) 飛沫・飛沫核（空気）感染防止

① ウイルスの量を減らす⇒身体的距離の確保（2 m以上離れる）、（3密回避）、換気の徹底、近接対応の短時間化（15分以内）

② ウイルスの侵入を防ぐ⇒マスク、フェイスシールド、アイシールドなど

③ ウイルスが飛び散るのを防ぐ⇒マスク（咳エチケット）

(2) 接触感染の防止

① 「手」についてのウイルスを減らす

○手洗い⇒流水で15秒の手洗いでウイルス量は100分の1に減少
石けんで20秒洗い、よくすすぐと、ウイルス量はほぼゼロ

○アルコール消毒（手洗いができない場合）

※濃度70～95%のものを使用（60%台も一定の効果）

② 物に付着したウイルスを減らす

○廃棄又は消毒

・80℃の熱水で10分間

・化学物質の利用（右記参照）

③ ウイルスが付着するのを予防する

○手を触れる部分は最小限にするほか、顔やマスクには触らないよう心掛ける

・次亜塩素酸ナトリウム（濃度0.05%）
（注）人体に有害、金属は腐食する可能性がある
・アルコール（濃度70～95%）
・洗剤（界面活性剤）・次亜塩素酸水